

産業廃棄物処理施設変更許可申請が必要な場合

以下の変更をする場合は、**産業廃棄物処理施設ごと**に産業廃棄物処理施設変更許可申請を提出してください。ただし、本申請書を提出する前には、**豊田市産業廃棄物の適正な処理の促進等に関する条例第49条の規定に基づく廃棄物処理施設設置事業計画書等の提出の他、当該条例に規定する諸手続きが必要**です。

【変更内容】	
処理する産業廃棄物の種類	
申請時と比較して、処理能力の10%以上増加となる変更	
産業廃棄物処理施設の位置の変更	
産業廃棄物処理施設の処理方式の変更	
以下の設備に係る変更	
施設の種類	設備
汚泥の脱水施設	脱水機
汚泥の乾燥施設	乾燥設備
汚泥、廃油、廃プラ類、廃PCB等、産業廃棄物の焼却施設	燃焼室
廃油の油水分離施設	油水分離設備
廃酸又は廃アルカリの中和施設	中和槽
廃プラ類、木くず又はがれき類の破碎施設	破碎機
ダイオキシン類を含む汚泥のコンクリート固化施設	混練設備
水銀又はその化合物を含む汚泥のばい焼施設	ばい焼室
汚泥、廃酸又は廃アルカリに含まれるシアン化合物の分解施設	熱分解設備又は分解槽
アスベスト等の熔融施設	熔融炉又は破碎設備
廃PCB類の分解施設	反応設備
PCB汚染物及び処理物の洗浄施設又は分離施設	洗浄設備又は分離設備
変更に伴い、設計計算上達成することができる排ガスの性状、放流水の水質その他の生活環境への負荷に関する数値に掲げる数値の変化により生活環境への負荷を増大させることとなるもの	
処理に伴い生ずる排ガス又は排水の排出方法（排出口の位置、排出先等を含む。） 又は量の増大に係る変更	
排ガスの性状及び放流水の測定頻度の変更であって、当該変更によって頻度が低くなるもの	